

## 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について

5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、学校保健安全法施行規則も改正されることとなりました。それに伴い今後の対応については以下のとおりとなります。これからは生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

### 1. 校内における感染症対策について

- ① 換気の励行、手洗い等の手指衛生や咳エチケットなど、感染リスクを避ける行動については、引き続き指導します。
- ② マスクの着用については、学校からは求めません。各自の判断となります。
- ③ 食事の場面での「黙食」は必要ありません。
- ④ 対面、至近距離での大声での会話や身体接触等については、状況を見て一部対策を講じる場合もあります。

### 2. 感染した場合の対応について

- ① 出席停止期間が「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と改められました（無症状の場合も同様）。発症した日を0日とカウントし、その後最低でも5日間は登校できません。
- ② 発症後5日を過ぎても症状が長引く場合は、症状が軽快した日の翌日までは登校できません。「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある状態をさします。

### 3. 出欠の取扱いについて

- ① 感染した場合は、「出席停止」扱いとなります。
- ② 今後は濃厚接触者の特定はなされません。同居家族に感染者が出た、食事の場面で同席した者に感染者が出たなどの場合も、学校からは自宅待機は求めません。
- ③ 大事をとってお休みされる場合は、「欠席」扱いとなります。

### 4. その他の注意点

- ① 発熱や咽頭痛・咳などの呼吸器症状がある場合には、無理して登校せず、症状がなくなるまで自宅で療養して下さい。ただし、その場合は「欠席」扱いとなります。
- ② 発熱・風邪症状等で欠席した後、検査を受けて陽性が判明した場合は、直ちに学校までご連絡ください。
- ③ 家族や生徒本人に基礎疾患があり登校を差し控えたいという場合は、別途ご相談下さい。